

# ベビーシッター育児支援割引券

社会保険加入者に、こども未来財団が発行する、1日につき1枚利用可能な1,700円の利用補助券を人事課にて交付しています。(手数料が1枚につき60円かかります。)

## ベビーシッター育児支援割引券



### 【利用について】

- ・就労目的の場合に限り、1日につき1家庭1枚使用できます。
- ・1ヶ月に24枚まで、1年間に280枚までの使用が可能です。
- ・小学校3年生までの乳幼児等のほか、健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童に限り使用できます。
- ・1日何時間からでも使用できます。ただし、利用料が1,700円に満たない場合は割引券の対象となりません。

### 【使用例】

週2日、1回に3時間、1ヶ月に8回利用した場合

(ベビーシッター利用金額)	1,500円/時間 × 3時間 × 8回 =	<b>36,000円</b>
(割引券の補助金額)	1,700円/回 × 8回 =	13,600円
(発行時の手数料)	60円/回 × 8回 =	480円
(1ヶ月あたりのベビーシッター代)		<b>22,880円</b>

週5日、1回に3時間、1ヶ月に20回利用した場合

(ベビーシッター利用金額)	1,500円/時間 × 3時間 × 20回 =	<b>90,000円</b>
(割引券の補助金額)	1,700円/回 × 20回 =	34,000円
(発行時の手数料)	60円/回 × 20回 =	1,200円
(1ヶ月あたりのベビーシッター代)		<b>57,200円</b>

詳細は、人事課(内)30322まで  
お問い合わせ下さい。

## 双生児家庭育児支援事業割引券

双子などの多胎児の子どもがいる家庭のご両親に、リフレッシュを図っていただくための割引券です。

### 【利用について】

- ・対象者は、義務教育就学前の双生児等多胎児を養育しており、児童手当法第20条に規定する一般事業主に雇用される社会保険適用の方(原則、健康保険証をお持ちの方)が育児支援サービスを利用した場合に使用できます。
- ・割引券1枚当たりの割引額は、義務教育就学前の多胎児が2人の場合は9,000円、3人以上の場合は18,000円の範囲内となります。ただし、利用料が1,700円に満たない場合は割引券の対象となりません。
- ・割引券の利用は1日1枚とし、原則として年度内に2回以内となります。ただし、以下の特別な自由がある場合には、年度内に4回まで使用することができます。なお、3回目以降の割引券の使用に当たっては、特別な自由を明らかにする書類の添付が必要となります。

特別の事由	割引券の枚数	割引上限額
①義務教育就学前の多胎児が3人以上の場合	4枚	1枚18,000円
②双生児の他に義務教育就学前児童がいる場合		
③同一家庭内に「身体障害者福祉法」(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者がいる場合		
④同一家庭内に「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知)に基づき療育手帳の交付を受けている者がいる場合		
⑤その他、地方公共団体が実施する障害児施策の対象となるなど、同一家庭内に上記③又は④のいずれかと同等程度の障害を有すると認められた者を養育している場合	4枚	1枚9,000円
⑥同一家庭内に介護保険の被保険者として、市町村から要介護の認定を受けた家族がいる場合		
⑦ひとり親家庭の場合		
⑧特別の事由がなく、双生児だけの場合	2枚	1枚9,000円

### 【発行手数料】

特にかかりませんが、申込書送付時に返信切手代(420円分)の同封が必要です。

詳細は、こども未来財団まで  
直接お問い合わせ下さい。  
03(6402)4820 <代表>

# 割引券取り扱いベビーシッター事業者一覧

子ども未来財団ホームページ (<http://www.kodomomiraizaidan.or.jp/>) をご覧下さい。

## 子ども未来財団トップページ



### ベビーシッター-育児支援事業

平成23年度

- ・ベビーシッター-育児支援割引券(割引券発行受付中～H24.2.20)
- ・双生児等多胎児家庭割引券(割引券発行受付中～H24.2.20)
- ・産前産後休業時刻割引券(割引券発行受付中～H24.2.20)
- ・**割引券取扱事業者一覧**

ここをクリック  
してください。